

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 3

### ◇ 公 告

- 道路の廃止【都市戦略局指導部建築審査課】 7
- 道路の指定【都市戦略局指導部建築審査課】 8

北九州市告示第 291 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 6 年 6 月 13 日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

上の原自治区会第 7 町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	佐藤栄作	北九州市八幡西区上の原一丁目 18 番 2 号
変更後	手島六雄	北九州市八幡西区上の原一丁目 19 番 3 号

3 主たる事務所の所在地

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区上の原一丁目 24 番 17 号
変更後	北九州市八幡西区上の原一丁目 19 番 6 号

4 変更年月日

令和 6 年 4 月 1 日

北九州市告示第 292 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 6 年 6 月 13 日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号  
日本製鉄株式会社九州製鉄所  
所長 中田昌宏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡東区大字前田  
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区（八幡）

(3) 変更される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

	変更前	変更後
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 74 号に掲げる特定事業場から排水される水の処理施設（以下「第 74 号施設」という。）	
名称	珪素弱酸処理場	
能力	28,600 m <sup>3</sup> /日	28,600 m <sup>3</sup> /日（電磁） 3,400 m <sup>3</sup> /日（厚板）

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	連続使用
1 日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
使用開始予定年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常  
 の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の  
 値

珪素弱酸処理場

	変更前	変更後
汚水等の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常 10,690 最大 16,620	同左
水素イオン濃度	通常 8.0 最大 9.0	同左
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 15 最大 18	同左
浮遊物質 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 15 最大 18	同左
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 10 最大 30	同左
りん 燐含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 0.3 最大 0.6	同左
ノルマルヘキサン抽 出物質含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1 最大 2	同左
クロム含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 0.02 最大 0.02	同左
ふっ素及びその化合 物 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 10 最大 15	同左
溶解性鉄含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 2 最大 2	同左
亜鉛含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 0.2 最大 0.7	同左
六価クロム化合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	—	通常 0.05未満 最大 0.05未満
アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化 合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	—	通常 10 最大 30

エ 汚水等の処理施設に関する事項

第74号施設のため、前記ウの内容と同じ

(4) 排水に関する事項

ア 排水口名 八幡No. 13排水口

イ 排水量及び汚染の状態

	変更前	変更後
排水水の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常 25,710 最大 35,910	同左
水素イオン濃度	通常 6.8~8.5 最大 6.8~8.5	同左
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 10.6 最大 14.9	同左
浮遊物質 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 14.8 最大 35	同左
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 6.7 最大 20.0	同左
燐含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 0.4 最大 1.0	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1.0 最大 2.0	同左
クロム含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 0.02 最大 0.04	同左
ほう素及びその化合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 4.0 最大 8.0	同左
ふっ素及びその化合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 7.1 最大 14.0	同左
溶解性鉄含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1.0 最大 2.0	同左
亜鉛含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 0.1 最大 0.2	同左
六価クロム化合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	—	通常 0.05未満 最大 0.05未満

アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化 合物（mg/l）	通常 6.0 最大 20.0	同左
---	-------------------	----

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年6月13日から同年7月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。  
）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年7月4日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第430号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月13日

北九州市長 武内和久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和6年6月13日 第2号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区大字高津尾553番1、553番2、553番4、553番6及び553番7	4.00	52.55

北九州市公告第431号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月13日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和6年6月13日 第945301号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置	延長（m）	幅員（m）
北鷹見町 南鷹見町 1号線	八幡西区北鷹見町686番2 から八幡西区南鷹見町680 番8まで	78.00	86.00
南鷹見町 21号線	八幡西区南鷹見町670番1 から八幡西区南鷹見町672 番3まで	50.00	18.00
東筑堀川 町1号線	八幡西区東筑一丁目847番 3から八幡西区堀川町840 番8まで	53.00	16.00
堀川町西 折尾町1 号線	八幡西区堀川町840番4か ら八幡西区西折尾町889番 1まで	185.00	6.00